

(株) 丸建工業

代表取締役
涌井 健 様

福島県知事 内堀 雅雄



特定建設業の許可について（通知）

令和 3 年 7 月 7 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第 3 条第 6 項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	福島県知事 許 可（特 - 3）第 29397 号
許 可 の 有 効 期 間	令和 3 年 8 月 12 日 から 令和 8 年 8 月 11 日 まで
建 設 業 の 種 類	

土木工事業
石工事業
舗装工事業
塗装工事業
解体工事業

とび・土工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8 年 7 月 12 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)